

## 県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

「やまなし特別支援教育推進プラン2020」（素案）

No.	該当箇所	意見の内容（概要）	意見数	意見に対する県の考え方
1	I(1) 特別支援学校の 教育環境の整備	県内特別支援学校の大規模化問題を解消するために、 峡東地域への小学部・中学部・高等部を併設した知的障 害の特別支援学校を早急に設置していただきたい。	2	【その他】 県内の知的障害特別支援学校に、通学の懸念 を理由に、桃花台学園進学を断念している生徒 がいることから、桃花台学園の定員充足を推進 することで、わかば支援学校及びかえて支援学 校の大規模状態の緩和につながると考えます。 まずは、桃花台学園生徒の通学の利便性を確 保することで、桃花台学園の定員充足を目指し し、今後のわかば支援学校及びかえて支援学校 を含む県内の特別支援学校全体の状況を見極め ながら、継続して教育環境の充実に努めます。
2				
3		大規模化解消には、小・中・高を併せ持つ知的障害特 別支援学校の峡東地域への新設（桃花台学園との併設等 を含む）と通学区の再編が必要だと考える。	1	
4		知的障害を主とした特別支援学校における教室不足の 解消に、高等学校への特別支援学校の分校・分教室の導 入を提案する。新築、増築工事よりも財政面での負担が 少なく、また、多様な学びの場の提供において有効であ ると考える。	1	
5		わかば支援学校には、桃花台学園の教育課程で学習す ることが難しい生徒が多数在籍しており、桃花台学園へ の通学方法を保障しても、わかば支援学校の大規模化が 著しく改善されるとは思わない。わかば支援の大規模化 解消のためには、通学区域や施設等の見直しが必要だと 考える。	1	
6	以下の理由から、ろう学校を聴覚障害・知的障害・発 達障害のある児童生徒（3障害に対応）を対象とした学 校に建て替えてはどうか。 ・聴覚障がいのある生徒数が減少傾向 ・自閉症・情緒学級の在籍生徒数が顕著の伸び ・ろう学校校舎の老朽化 ・自閉症・情緒学級の担任の経験・知識不足（地域の学 校の支援級で発達障害児の教育支援を行っていくには限 界がある） ・特別支援学校の教室不足・大規模化	1	【その他】 特別支援学校に在籍する発達障害を併せ有す る児童生徒については、これまでも教育の充実 に取り組んできました。他の障害がなく発達障 害のみを抱える児童生徒については、小・中 学校等が学びの場となっています。小・中 学校等における発達障害の児童生徒の教育・支援の充 実に向けては、今後も継続して研究します。	
7	桃花台学園の教育課程ではなく、高等学校の普通科の ような学習をしたいと思っている発達障害がある中学生 は多いのではないかと。そのような生徒は、高等学校か桃 花台学園かで悩んでいると思う。桃花台学園の在籍者増 のためには、通学方法や寄宿舎の改善だけでなく、教育 課程自体の見直しも必要なのではないか。	1	【反映困難】 桃花台学園は、一般就労を目指した生徒を対 象に設置した学校であり、卒業生の大多数は企 業就労を実現しています。 教育課程においては、国語や数学などの各教 科等の学習も約58%を占めており、一人ひとり の生徒に応じた一般教科の学習にも力を入れて いるところであり、現行の教育課程の見直しは 難しいと考えます。	
8	桃花台学園の定員割れについては、峡東地区をはじめ 中学校に通う生徒の不登校が増加していることから、そ の一つの進学先としての位置づけをする。	1	【その他】 軽度の知的障害のある生徒を教育対象として 設置している学校ですので、法令上、知的障 害のない不登校生徒を受け入れることはできま せん。	
9	桃花台学園の定員割れについては、寄宿舎の整備や、 地元との連携で巡回バスの運行等の通学環境の整備に努 めてほしい。	1	【実施段階検討】 南アルプス市方面からの通学手段を確保す ることで、寄宿舎不足の緩和につながるものと考 えます。 寄宿舎の整備については、今後の利用状況 を見極めながら、空室のある他校の寄宿舎の活用 などを含めて検討します。	

10		<p>桃花台学園への通学の利便性の確保のために、スクールバスを増車してほしい。スクールバスを増車し、南アルプス市方面からの新たな発着拠点を新設することで、通学の利便性の確保をお願いしたい。</p>	1	<p><b>【修正加筆等意見反映】</b> 桃花台学園の定員充足に向けて、通学手段を確保して参ります。具体的には、スクールバスを増車し、新たな運行ルートを設定します。</p>
11		<p>寄宿舎の満室に伴う空室のある寄宿舎の活用は、根本的な解決にはならない。また、二重の自主通学（例：自宅ー学校 学校ー校外の寄宿舎）は生徒の精神力・体力的な負担となり、安全面の不安も増す。各校にある既存の寄宿舎の増改築を進めることが望ましい。</p>	1	<p><b>【実施段階検討】</b> 桃花台学園については、南アルプス市方面からのスクーバスの運行により、寄宿舎に余裕が生まれることを想定しております。その状況も踏まえ、様々な方策を検討します。</p>
12		<p>わかば支援学校ふじかわ分校においては、洪水浸水想定区域内にあるため、安全な場所への移転が望ましい。そのことが児童・生徒の安心した学習環境を提供することにつながると考える。今後、ふじかわ分校の移転とそれに伴う小学部・中学部・高等部を併設した峡南地域への新設校（知的障害の特別支援学校）の設置を検討してほしい。</p>	1	<p><b>【反映困難】</b> ふじかわ分校では、他校に先んじて避難確保計画を作成し富士川町に報告しており、これに基づいて計画的に避難訓練を実施しているところです。今後も、他の洪水浸水想定区域内にある学校を含め、全ての特別支援学校において安心・安全な教育環境の推進に努めて参ります。 高等部の設置については、峡南地域の高等部生徒数の状況に鑑みると、現状では難しいと考えています。</p>
13		<p>計画的な対応に感謝している。引き続き、教室不足解消や新設校の設置なども含めて検討を進めてほしい。</p>	1	<p><b>【その他】</b> 桃花台学園の定員充足を推進することで、わかば支援学校及びかえで支援学校の大規模状態の緩和につながると考えております。また、老朽化した校舎等については、「山梨県立学校施設長寿命化計画」に則り、計画的な改修を進めます。</p>
14	I (2) 病弱教育の充実	<p>高等学校に通うことは難しい精神疾患の生徒がわかば支援学校に進学しても、結局大きな集団に馴染めずに退学するケースがある。精神疾患等がある生徒のために病弱支援学校に高等部設置を実現してほしい。</p>	1	<p><b>【実施段階検討】</b> 高等部設置を含め、高校生段階の病弱生徒の教育環境の在り方について検討します。</p>
15	I (3) 医療的ケアの充実	<p>医療の充実により、医療的ケアを必要とする児童生徒も増え、状態も多種多様化している。学校看護師の雇用が安定し、継続的に特別支援学校に携わっていただけるような制度の在り方を模索してほしい。</p>	1	<p><b>【記述済み】</b> 医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する特別支援学校に、医療的ケアの内容に応じた適切な学校看護師の配置に取り組みます。</p>
16	II (1) 多様な学びの場における合理的配慮の提供	<p>インクルーシブ教育の中で合理的配慮をするのであれば、同じ教室にしながら違うツールを使っての授業をしてもいい環境が必要ではないか。マルチメディアディスプレイ等、各学校で様々な支援ツールを検討し、必要と思われる子どもたちに活用してほしい。</p>	1	<p><b>【記述済み】</b> 適切な合理的配慮の提供を促進し、効果的なICTの活用等も含め、小・中学校等における一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進します。</p>
17		<p>個々の持つ能力を適切に伸ばしながら、自由な学びの選択と共生力を高められるような本来のインクルーシブの意味を実践できる特例校が求められている。切れ目のない教育支援には、切れ目のない生活支援もセットで考えるひつようがあるため、教育と福祉の垣根を払って議論し、学びの権利を行使できる環境を整えてほしい。</p>	1	<p><b>【記述済み】</b> 全ての学校で特別な支援が必要な児童生徒の「個別の教育支援計画」の作成・活用を推進し、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関との連携を強化します。</p>
18	II (3) 就学前における支援の充実	<p>入学する児童の実態は、的確に把握しておく必要があると考える。保護者と合意形成が図れるケースであっても、地域の小学校の見学や教育相談、学区の特別支援学校の見学、教育相談、授業体験等を経て、教育支援委員会の検討に至るようにしてほしい。</p>	1	<p><b>【記述済み】</b> 各地域における指導・支援等を充実させるために、各教育事務所と市町村教育委員会との連携体制の強化に取り組み、特別な支援が必要な子どもの就学支援等の充実を図ります。</p>

19	II(4) 小・中学校における特別支援教育の充実	特別支援学級に在籍する児童生徒の特性に応じた支援が必要となっている。現在5名以上在籍する学級が増加する中、きめ細やかな指導を行うためには、担当する教員の数を増員する必要がある。加えて、センターとの連携も強化が必要である。	1	【修正加筆等意見反映】 在籍する児童生徒の人数や状況等を踏まえ、特別支援学級の学級編制基準を8人から7人に引き下げ、在籍する児童生徒の教育の充実を図ります。 なお、多様なニーズに対応できるよう特別支援学校のセンター的機能の強化を図ります。
20		放課後等デイサービス事業所は、支援を必要とする児童生徒の放課後の支援をしていることから、学校の授業時間帯は比較的時間を取りやすい。これを活かして、特別支援教育支援員として福祉人材を活用してはどうか。	1	【その他】 特別支援教育支援員の専門性は重要だと考えます。専門性のある職員の確保について、所管する各市町村とともに研究してまいります。
21	II(5) 高等学校における特別支援教育の充実	特別な支援が必要な生徒が不登校や引きこもりとなるケースでは早めに福祉等に相談できる体制の整備が望まれる。学校だけで抱えず、他機関と連携していくことが大切である。	1	【記述済み】 高等学校教員の特別支援教育に係る専門性の向上と、特別支援学校のセンター的機能の活用を促進し、学習や生活に困難を抱えた生徒の早期発見と適切な対応に努めます。
22	II(6) 特別支援学校における教育の充実	特別支援学校を卒業しても社会に出ることに対する不安のある生徒や、学習したいという意欲のある生徒のために学びの場の提供が必要であるため、高等支援学校に専攻科を設置してはどうか。	1	【反映困難】 高等支援学校桃花台学園の平成30年度卒業生においては、約94%が一般就労しています。職場定着支援等により高い定着率を維持し、卒業生の職場や社会への適応が図られています。このような状況を踏まえ、当面は現行の教育課程を継続していきたいと考えます。
23	II(7) 特別支援学校のセンター的機能の充実	主任教諭以外のコーディネーター担当教員は担任を兼務している者が多く、コーディネーター業務や研修に集中して取り組める環境ではないので、コーディネーター担当教員の環境整備とコーディネーター担当教員の増員を加配する形でお願いしたい。	1	【記述済み】 各特別支援学校のコーディネーター業務の状況を踏まえ、後補充として非常勤講師を配置しています。PT等専門家の活用により得られた助言等を蓄積し、「PT等専門家の活用事例」として小・中学校等に周知し活用を図ることで、小・中学校等の主体的な取組を促進します。
24	II(8) 「個別的教育支援計画」の作成と活用	「個別的教育支援計画」は、福祉事業所等から求められれば、積極的に開示していくべきである。今後、放課後等デイサービス事業所で作成する個別支援計画と学校側で作成する教育支援計画とを連動させていくことが、一人ひとりの児童生徒の発達段階や特性等に応じた指導や支援を支えていくことに繋がるのではないかと。	1	【記述済み】 「個別的教育支援計画」の作成意義や活用方法等について周知するとともに、具体的な活用モデルを示し特別な支援が必要な児童生徒に対する活用を促進します。
25	III(1) キャリア教育の充実	特別支援学校において、キャリア教育に偏重しすぎている一面を強く感じる。就職がゴールではなく、就職を継続でき、彼ら自身が豊かに生き生きと暮らしていることこそがゴールではないか。そのために、年齢期にやるべきことは職業教育ではなく、人格を豊かにすること・友だちとの関わり方や余暇の楽しみ方を学ぶことである。	1	【記述済み】 キャリア教育とは、社会的・職業的自立に向け、必要となる資質・能力の形成を通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を目指していく教育と捉えています。児童生徒一人ひとりの障害の状態等を踏まえ、計画的なキャリア教育を推進します。
26		「桃花台学園においては、企業等の雇用ニーズと生徒の障害等の状態に応じた適切な就労を目指し、各コースの実習内容等の一層の充実を図ります。」という具体的な取組を実現するために、進路指導部の教員増をお願いしたい。	1	【その他】 一般就労を促進するために、桃花台学園には就労支援コーディネーターを配置していません。
27	III(2) 交流及び共同学習の推進	学校と地域が連携して、障がいのある子ども達を支援していくために、保護者が参加している福祉やボランティア団体との交流を積極的に行ってもらいたい。	1	【記述済み】 共生社会の形成に向けて、交流先を広げるなど、交流及び共同学習の充実を図ります。
28		学校・保護者・行政・福祉施設の担当者による合同の研修会・講演会を開催したらどうか。	1	【実施段階検討】 これまで、交流及び共同学習研究協議会を継続して開催してきており、関係者との連携により交流及び共同学習を推進してきました。会議の内容や構成員等の充実を図り、交流及び共同学習の推進に努めます。
29		いかに彼らの余韻を楽しむ力をつけるか、交流の場を作るか、これについて、教育・福祉・行政等様々な機関が連携し、考えていく必要がある。教育だけでも、福祉だけでもやれることには限界がある。	1	

30	Ⅲ(3) ICT教育の充実	障がいのある子ども達の中には、パソコンやゲームなどITを得意とする人も多く見受けられる。この分野の指導・教育を積極的取り組みでほしい。	1	【記述済み】 ICT機器等を活用した優れた授業実践や指導方法等の情報を収集し、教員の専門性を高めるとともに、それぞれの児童生徒の特性等に応じたICTの活用を推進します。
31	Ⅲ(4) 生涯学習の充実	兄弟のある児童生徒は、スポーツや文化芸術などに接する機会があると思うが、一人っ子や年長の場合は情報が少なく、なかなか取り組めない。学校でも、これらを積極的に紹介する場を設けてほしい。	1	【記述済み】 障害者の生涯学習の推進に向けて、県内で取り組まれている障害者のスポーツ及び文化芸術活動等の情報を収集するとともに、広く情報提供します。
32	Ⅳ(1) 特別支援学校教諭免許状保有率の向上	特別支援学校に通う児童生徒の増加に伴い、教員の確保や専門性の向上が重要となっている。また、地域の特別支援学級においても、専門知識のある教員が必要である。特別支援学級の専門性を向上して、小・中ではできるだけ地域で学べる環境整備をしてほしい。このためには、免許状の保有率の向上が急務である。	1	【記述済み】 小・中学校等の教員に対して、特別支援教育の専門性の向上のため、特別支援学校教諭免許状の取得を目的とした講習や取得方法等について周知し、特別支援学校教諭免許状の取得を促進します。
33	Ⅳ(3) 特別支援学校と他校種との人事交流の促進	「特別支援学校と他校種間における人事交流の課題や在り方等について整理し、双方向による人事交流について検討します。」としているが、実施を検討する際は、異動希望の職員の意向を十分に尊重した人事交流を実施してほしい。	1	【その他】 全ての学校における質の高い特別支援教育を提供するために、校種間の人事交流を促進します。双方向の人事交流に係る様々な課題や在り方等について整理してまいります。
34		高等学校において、特別な支援を必要とする生徒が約500人在籍していることから、通級の指導だけでは対応しきれないことが予想される。教員採用試験に特別支援の免許を有する教員の採用枠を設けたり、積極的に人事交流を行っていったりする必要がある。	1	【記述済み】 高等学校をはじめ、全ての学校における質の高い特別支援教育を提供するために、校種間の人事交流を促進します。 なお、小・中学校、高等学校においても特別支援教育に係る専門性のある教員が求められていることから、教員選考検査において特別支援学校教諭免許状を保有する受検者への加点制度を設けています。
35		特別支援学校の教員が小中学校等に勤務することは、特別支援学校の教員自身にとっても大きな意義がある。通常の教育課程で学習する「障害のない」児童生徒の様子や集団学習、集団行動の様子を直接経験することは、特別支援学校の教育にも大いに生かされます。当面、年数を区切った一時的な研修の形で試行するなど、双方向の人事交流を是非実現してほしい。	1	【記述済み】 特別支援学校教員が他の校種で勤務することは、教科指導等に係る実践的指導力を高めることにつながると考えます。 特別支援学校と他校種間における人事交流の課題や在り方等について整理し、双方向による人事交流について検討します。
36	その他	国、県、市町村は弱者をいたわり、点字ブロックは何のためのものなのか、もっと強くアピールしてほしい。また、視覚障害者専用とはいませんが、皆が利用できる実践的な歩行訓練施設、災害時に備えての水泳訓練施設等が欲しい。すべての人が共存共栄できる社会になってくれることを望む。	1	【その他】 障害のある子どもとない子どもが、同じ場で、共に活動する交流及び共同学習を充実させ、お互いを正しく理解し合い、共に支え合っ生きていく共生社会の形成を目指します。

提出者数 11人（メール8・FAX3）

意見数 36件